

東京の無電柱化



東京都



現状と課題

どうして無電柱化が必要なの？

東京では、戦後、都市の発展に伴い、多くの電柱が建てられてきました。その結果、電線が張り巡らされ、電柱が立ち並び、都市景観を損ねるだけでなく、歩行者や車いすの通行の妨げになっています。また、災害時に電柱が倒れ、道路が塞がってしまう恐れがあります。さらに、首都直下地震が発生した場合にも甚大な被害が想定されることから、無電柱化の重要性が一層高まっています。

都内の電柱の本数

道路種別	数量(本)
都道	約59,000
区市町村道	約695,000
合計	約754,000

(平成25年度末現在)



無電柱化の目的

無電柱化の目的は何ですか？

「都市防災機能の強化」

災害時に電柱の倒壊による道路閉塞を防ぐとともに電線類の被災を軽減し、電気や電話などのライフラインの安定供給を確保します。



「安全で快適な歩行空間の確保」

歩道内の電柱をなくし、歩行者はもちろん、ベビーカーや車いすも移動しやすい歩行空間を確保します。



「良好な都市景観の創出」

視線をさえぎる電柱や電線をなくし、都市景観の向上を図ります。

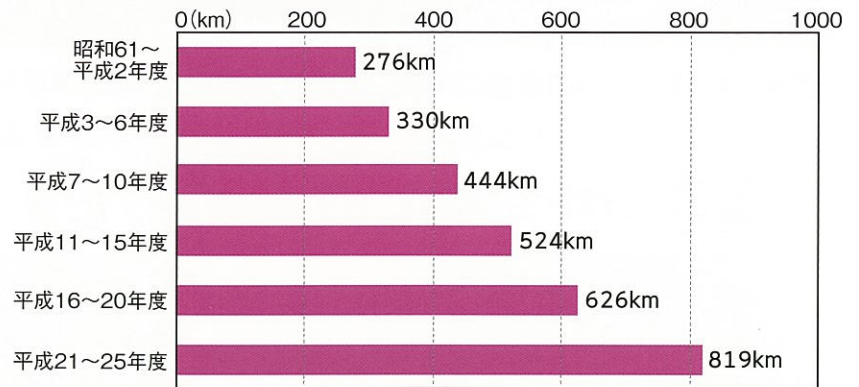


これまでの整備実績

都道の無電柱化はどこまで進んでいるの？

東京都では昭和61年度から計画的に無電柱化を進めています。計画幅員で完成した都道における地中化率は、平成25年度末現在で区部は51%、多摩地域は15%、都道全体では35%となり、整備累計延長は819kmとなっています。

※地中化率:整備対象延長に対する、電線共同溝本体が整備された延長の比率をいう。



都道における整備累計延長の推移

整備事例

無電柱化すると街の風景はどう変わるの？

区部



浅草通り(墨田区業平)

多摩地域



野猿街道(八王子市子安町)

整備の方針

無電柱化はどのような道路が対象なの？

[歩道幅員2.5m以上かつ計画幅員で完成している都道]

センター・コア・エリア内、周辺区部や多摩地域の緊急輸送道路及び利用者の多い主要駅周辺等

[新設・拡幅整備を行う都道]

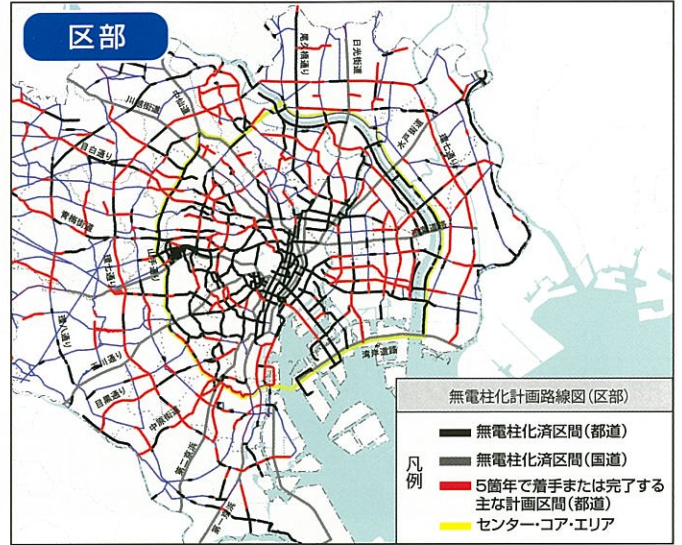
道路の新設や拡幅を行う際に同時に無電柱化

[区市町村道の促進]

センター・コア・エリア内、利用者の多い主要駅周辺、観光地周辺及び防災に寄与する路線



※多摩地域の整備対象都道は、人口集中地区(DID)内の全線とする。ただし、DID外の都道についても、観光地周辺等の箇所については整備対象とする。



※センター・コア・エリア:おおむね首都高速中央環状線の内側エリア

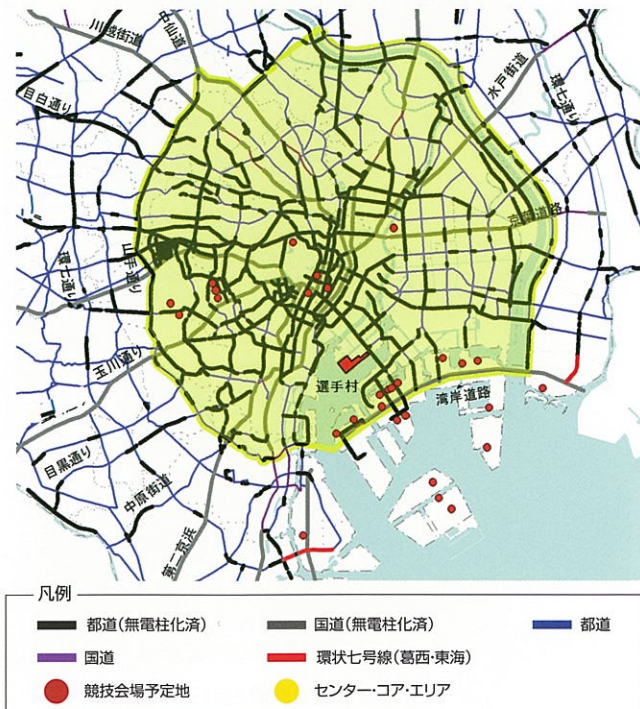
東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた取組

■ 都道

大会開催までに、首都機能や競技会場などが集中しているセンター・コア・エリア内の都道*の無電柱化を完了させます。
*計画幅員で完成した都道

主な整備道路 センター・コア・エリア内:晴海通り、清澄通りなど
競技会場など予定地周辺の都道:環状七号線(葛西・東海)

※競技会場予定地は「立候補ファイル(平成25年1月7日)」より



■ 区市道

競技会場周辺などの区市道において、地元区市と合意した区間について、大会開催までに無電柱化を完了させます。

主な整備道路 区部:有明アリーナ(仮称)など
多摩地域:東京スタジアム

(オリンピックアクアティクスセンター(仮称)・有明アリーナ(仮称)周辺案内図)



都市防災機能の強化に向けた取組

■ 都道

災害時の避難や救急活動を担い、防災拠点などを結ぶ第一次緊急輸送道路を優先的に整備します。特に震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状七号線を、重点的に整備するとともに、新たに新奥多摩街道等に着手するなど、周辺区部及び多摩地域を中心に整備していきます。



環状七号線〈足立区江北〉

【新たな政策目標】

第一次緊急輸送道路：平成36年度末 50%完了
うち環状七号線：平成36年度末 100%完了



環状七号線の整備状況(平成25年度末時点)

■ 区市町村道

センター・コア・エリア内や利用者の多い主要駅および観光地周辺などに加え、「防災に寄与する路線」について、財政支援と技術支援を行います。

【防災に寄与する路線】

- ・緊急輸送道路
- ・木造住宅密集地域内の道路
- ・避難場所と緊急輸送道路を結ぶ道路
- ・都道の無電柱化との連携箇所
- ・消防署や災害拠点病院の前面などの道路

バリアフリーとの 一体的な整備

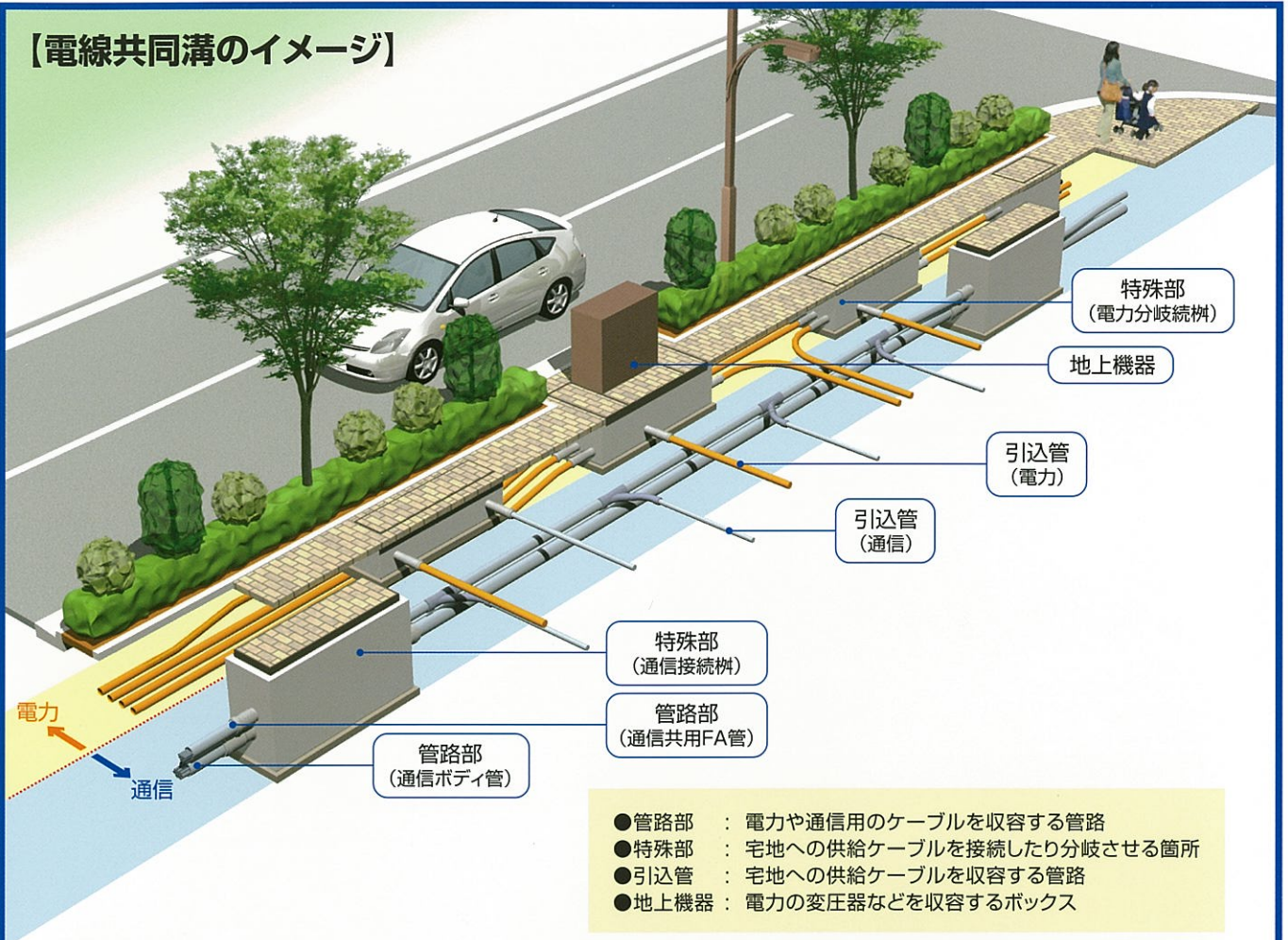
利用者の多い主要駅周辺では、安全で快適な歩行空間を確保するため、無電柱化の舗装復旧工事とあわせて、歩車道の段差の解消、勾配の改善および視覚障害者誘導用ブロックの設置等、バリアフリーとの一体的な整備を行います。



無電柱化はどのようなしくみのの？

東京都では、電線共同溝による無電柱化を行っています。電線共同溝とは、電線を地下の空間に收容するための施設で、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき整備を行います。この法律によって、電線共同溝の整備に指定した道路では、新たな電柱および電線の占用を制限することが可能になります。電線共同溝は、主に管路部、特殊部、引込管などで成り立っています。

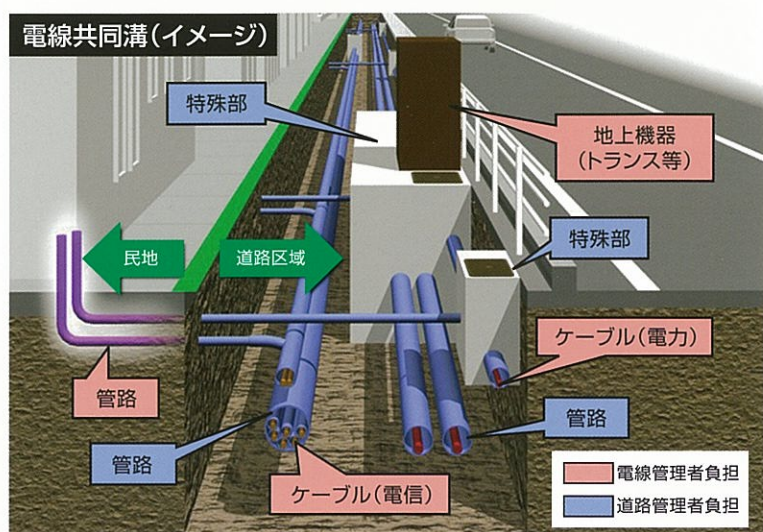
【電線共同溝のイメージ】



■ 電線共同溝の費用負担

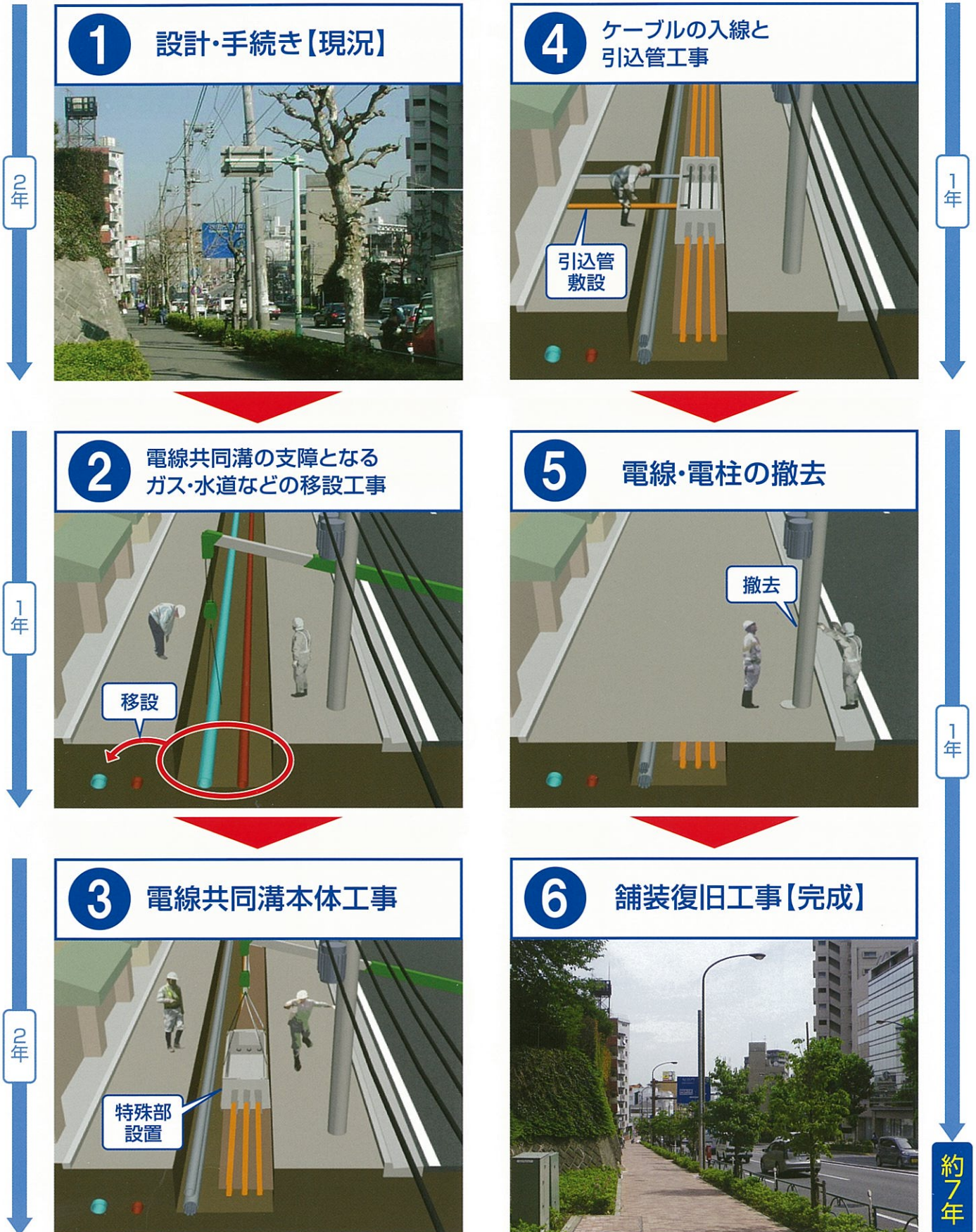
電線共同溝は、道路管理者と電線管理者(電力・通信事業者)がそれぞれ費用を負担して整備しています。道路管理者は、道路区域内の電線共同溝の建設を行い、電線管理者は、地上機器の設置、電線共同溝へのケーブル(電力・通信)の入線、民地内の引込管の設置、電線・電柱の撤去を行っています。

電線共同溝(イメージ)



どうやって無電柱化してるの？

電線共同溝の整備にあたっては、様々な法手続きや専門性の高い技術が必要とするため、標準的な施工単位（道路延長約400m）の整備に一般的に約7年程度かかります。



[http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/
jigyo/road/kanri/gaiyo/chichuka/mudentyuuka-top.html](http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/road/kanri/gaiyo/chichuka/mudentyuuka-top.html)

東京の無電柱化

検索

東京の無電柱化

登録番号 (28) 28号

平成 28 年 7 月発行

発行 東京都建設局道路管理部安全施設課

〒 163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

電話 (03) 5320-5305

FAX (03) 5388-1528

リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。